

有料広告枠売払い入札説明書

1 入札の内容について

入札に参加を希望される方（入札参加者）は、有料広告枠売払いに関する公告書（令和4年桶川市告示第30号）、本入札説明書及び有料広告枠売買契約書を熟読の上、入札参加申込みをしてください。

2 有料広告枠の概要について

(1) 広告枠への広告掲載期間は、令和4年5月号から令和5年4月号までの12回分とします。

(2) 広告枠の掲載位置は、市広報紙の裏表紙下部とします。

(3) 広告枠の掲載規格は、単色刷りまたはカラー（4色刷り）とし、縦45ミリメートル、横177ミリメートルとします。

(4) 掲載しようとする広告の版下原稿は、落札者で作成し、作成した版下原稿をその都度、市が指定する期日までに市に提出するものとします。

(5) 掲載しようとする広告は、次に掲げる事項いずれにも該当しないものとします。

ア 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの

ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

エ 求人広告を主たる内容とするもの

オ 政治、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るもの

カ 公の秩序及び善良な風俗に反するもの

キ あたかも市が推奨し、又は関係があるかのように誤解を与えるもの又はそのおそれがあるもの

ク その他公益上支障があると認められるもの

(6) 市は、提出された広告の版下原稿に桶川市有料広告枠設置取扱要綱及び桶川市広報裏表紙有料広告掲載取扱要領に抵触し、又は抵触するおそれがあると認められたときは、修正を促すことができます。

3 入札参加申込方法について

(1) 参加申込受付期間

入札参加希望者は、令和4年3月1日（火）から3月18日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）に一般競争入札参加申込書を提出してください。この間に申込書の提出がない場合は、入札に参加できません。

(2) 申込提出方法

入札参加申込書は郵送では受け付けいたしませんので、必ず、桶川市秘書広報課（市役所3階）に直接、提出をしてください。申込時間は、午前8時30分から正午及び午後1時から5時15分までです。

(3) 申込時提出書類

入札申込みに当たっては、市所定の一般競争入札参加申込書を提出してください。

4 入札について

(1) 入札日時

令和4年4月4日（月）午前10時から

(2) 入札会場

桶川市役所3階相談室312

(3) 入札当日に持参する書類

ア 入札書（市所定のもの）

※封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、件名「広報裏表紙有料広告枠」、入札参加者の商号又は名称を記載すること。

イ 委任状（市所定のもの※代理人が入札書を提出する場合）

ウ 印鑑登録証明書1通（法人の場合は、代表者の証明書）

※発行後3か月以内のもので契約締結時に必要となります。

※競争入札参加者資格登録又は小規模修繕工事契約希望者登録をしている方については提出の必要はありません。

(4) 予定価格（最低売却価格）について

360,000円

(5) 入札上の注意

ア 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

イ 開札は、入札後、直ちに入札参加者立会いのもとで行います。

ウ 次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

(ア) 入札に参加する資格のない者の入札

(イ) 入札者の押印のない入札

(ウ) 記載事項を訂正した場合の訂正箇所に押印のない入札

(エ) 記載すべき事項に記入のない入札又は記載事項が明らかでない入札

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(カ) 他人の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をした者の入札

(キ) 入札に関し不正の行為のあった者の入札

エ 再度入札は行いません。

(6) 落札者の決定について

落札者は、市の予定価格（最低売却価格）以上の価格で、かつ、最高の金額をもって有効な入札をした者としませんが、落札とすべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。なお、この場合、くじ引きを辞退することはできません。

5 契約締結について

(1) 契約締結及び契約保証金

令和4年4月14日（木）までに契約締結をすることになります。

なお、契約保証金は免除します。

(2) 売買代金の納付

売買代金については、契約締結日までに納めていただくことになります。納付後、売買代金を納付したことが確認できるものを提出ください。

(3) 契約書に要する費用

契約書に貼付する収入印紙の代金その他この契約に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 契約書の内容

契約書の内容については、別紙「有料広告枠売買契約書」のとおりですので、事前によくお読みください。